

第 1 表（施設表）作成要領

第 1 調査表第 1 表（施設表）作成要領

1 第 1 表については、以下特に指定のない限り、毎年度 5 月 1 日現在の状況を記載すること。

(1) 施設名

医療法に基づいて許可を受けた名称を記載すること。

(2) 開設年月日

医療法施行令第 4 条の 2 第 1 項に基づく届出に記載された開設年月日を記入すること。

(3) 地域医療支援病院の承認年月日

医療法第 4 条第 1 項に基づく知事の承認を得た年月日を記入する。

(4) 所在地

郵便番号及び住所（番地まで）を正確に記入すること。

(5) 電話番号

代表電話番号を市外局番から記入すること。

(6) 管理者氏名

医療法上の管理者の氏名を記入すること。

(7) 開設者

該当するものの番号を○で囲むとともに、医療法上の開設者名を記入すること。

①「1. 国（厚生労働省）」とは、厚生労働省が開設する病院をいう。

②「2. 国（（独）国立病院機構）」とは、独立行政法人国立病院機構が開設する病院をいう。

③「3. 国（国立大学法人）」とは、国立大学法人が開設する病院をいう。

なお、国立大学法人が開設した大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

④「4. 国（（独）労働者健康安全機構）」とは、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する病院をいう。

⑤「5. 国（（独）国立高度専門医療研究センター）」とは、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが開設する病院をいう。

⑥「6. 国（（独）地域医療機能推進機構）」とは、独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。

⑦「7. 国（その他）」とは、国及び国に準ずるものが開設する病院で、上記「1. 国（厚生労働省）」から「5. 国（（独）地域医療機能推進機構）」までのいずれにも該当しない病院をいう。（例：財務省、総務省、法務省、防衛省等の病院）

⑧「8. 都道府県」とは、

1 都道府県が開設する病院をいう。ここには地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 284 条第 1 項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合が

開設するものを含む。

- 2 都道府県立大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

⑨「9. 市町村」とは、

- 1 市町村が開設する病院をいう。ここには地方自治法第 284 条第 2 項又は第 3 項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した一部事務組合又は広域連合が開設するものを含む。

- 2 国民健康保険法施行法（昭和 33 年法律第 193 号）第 2 条の規定により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院もこの区分に含む。

- 3 市立大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

⑩「10. 地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定される地方公共団体が開設する病院をいう。

⑪「11. 日赤」とは、日本赤十字社が開設する病院をいう。

⑫「12. 済生会」とは、社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。

⑬「13. 北海道社会事業協会」とは、社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。

⑭「14. 厚生連」とは、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する病院をいう。

⑮「15. 国民健康保険団体連合会」とは、国民健康保険法第 83 条の規定により設立した法人で、同法第 84 条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する病院をいう。

⑯「16. 健康保険組合及びその連合会」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

⑰「17. 共済組合及びその連合会」とは、次に掲げる各共済組合及びその連合会が開設する病院をいう。

- 1 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第 21 条の規定により設立された同連合会

- 2 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第 27 条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会

- 3 私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定により設立された私立学校教職員共済組合

- 4 農林漁業団体職員共済組合法（昭和 33 年法律第 99 号）の規定により設立された農林漁

業団体職員共済組合

⑱「18. 国民健康保険組合」とは、国民健康保険法第 17 条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第 3 条第 2 項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう。

(注) 国民健康保険法第 3 条第 1 項の規定により国民健康保険を行う市町村はこの区分には含めず、「6. 市町村」の番号を○で囲む。

⑲「19. 公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に規定する公益社団法人又は公益財団法人であって、他の区分に該当しない法人が開設する病院をいう。

(注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）号により認可された一般社団法人又は一般財団法人が開設する病院は「25. その他の法人」とする。

⑳「20. 医療法人」とは、医療法第 39 条の規定に基づく法人で同法第 44 条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣（同法第 68 条の 2 の規定による読替え）の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。

㉑「21. 私立学校法人」とは、

- 1 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人が開設する病院をいう。
- 2 学校法人が設立した大学等の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

㉒「22. 社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項の 9 の規定で設立し、第 32 条で認可された病院をいう。

㉓「23. 医療生協」とは、消費生活協同組合法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 200 号）第 58 条で設立の許可をされた病院をいう。

㉔「24. 会社」とは、従業員及びその家族のために開設された病院で、都道府県知事から開設許可（医療法第 7 条）を受けたものが会社である病院をいう。

(注) 開設許可を受けたものが会社の健康保険組合である病院はこの区分に含めず、「18. 健康保険組合及びその連合会」の番号を○で囲む。

㉕「25. その他の法人」とは、上記「19. 公益法人」から「24. 会社」までのいずれにも該当しない法人が開設する病院をいう。

㉖「26. 個人」とは、個人（法人格を有しない）が開設する病院をいう。

(8) 許可病床数及び 1 日平均入院患者数

- ① 許可病床数の欄には、医療法第 7 条の規定に基づいて許可を受けた病床数を記入すること。
- ② 稼働病床数の欄には、医療計画上の参考とするため、許可病床数から当該年度の 4 月 1 日現在で過去 1 年間、患者の収容を行っていない病床数を除いた稼働病床数を記入すること。
- ③ 「1 日平均入院患者数」の欄には、年度間（前年度 4 月 1 日～3 月 31 日。以下同じ）の入

院患者延べ数をそれぞれ暦日で除した数を記入すること（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）。

・入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在の在院患者数を合計した数である。

- ④ 「1日平均入院患者数（歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科再掲）」の欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度における1日平均入院患者数を再掲すること。

（9）病床区分の届出年月日

医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第1項に基づく病床区分の届出年月日を記入すること。

（10）診療科名

医療法の規定に基づき標榜している診療科名については、標榜欄に○をつけるか別紙に記載すること。

なお、広告可能な診療科名については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の一部改正について」（令和4年12月28日医政発1228第6号厚生労働省医政局長通知）を参照のこと。

また、病院が標榜する診療科名によっては、手術室（外科等）やエックス線装置（内科等）が必要な場合があることにも留意すること（医療法施行規則第20条）。

（11）1日平均外来患者数

- ① 年度間の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入すること（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）

・土曜・日曜なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、実外来診療日数に加える（以下、同じ）。

- ② 外来患者延数とは、年度間における毎日の新来、再来、往診、健康診断及び巡回診療の数を合計した数である。

- ③ 巡回診療を行った場合は備考欄の外来の項にその回数及び取扱い患者延数を再掲すること。

- ④ 同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれの診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、それぞれの診療科で一人ずつ外来患者として計上すること。

- ⑤ ある診療科の在院患者が、他の診療科で診療を受け、その診療科で別に診療録（カルテ）が作成された場合は、その科の外来患者として計上すること。

- ⑥ 「（再掲）耳鼻咽喉科・眼科・精神科」及び「（再掲）歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科」の欄には、それぞれ前年度における1日平均外来患者数を再掲する。

なお、これらの診療科名に、医療法施行令第3条の2第1項第1号ニ（2）又は同項第2

号口の規定による事項を組み合わせた名称を診療科名としている場合は、組み合わせ前の診療科として再掲すること。

- ⑦ 「（再掲） 1 日平均外来患者数（通院リハ除）」の欄には、医師及び看護師の標準数の算出に 1 日平均外来患者数から医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた数値を用いる場合に記入すること。

(12) 1 日平均調剤数（必ず記入すること。）

- ① 調剤数については、年度間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。（小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで）
- ② 1 枚の処方箋に 2 処方以上記載されている場合の調剤数は、原則として記載されている処方数をすべてカウントすること。

(13) 1 日平均外来患者に係る取扱処方せん数（必ず記入すること。）

処方箋の数については、年度間の外来患者に係る取扱処方箋の数を実外来診療日数で除した数を記入すること。（小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで）

・「外来患者に係る取扱処方せん」とは、院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方箋）を含まないものであること。

(14) 従業者数

- ① 担当させている業務内容が 2 以上にわたる場合は、その主たる業務内容によってその該当欄に 1 と計上すること。従って、取得資格のみによって記入しないよう注意すること。

例えば、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させている場合には「その他」の欄に記入し、「看護師」の欄に計上しないこと。

また、看護師及び助産師の免許を併せ有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上すること。

- ② 「医師」、「歯科医師」欄については、医師（又は歯科医師）の免許を有し、診療に従事する者（研修医（研修歯科医）も含む。）であって、その施設における全診療時間を通じて勤務することになっている場合は常勤の欄に、それ以外の場合は非常勤の欄に計上し、「薬剤師」欄以降の各欄についても常勤、非常勤別に計上すること。計上については、別紙「常勤医師等の取扱いについて」の 3 を参照すること。「薬剤師」欄以降の各欄においても同様に常勤、非常勤別に計上すること。

- ③ 「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「助産師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「診療エックス線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「義肢装具士」、「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科技工士」については、それぞれ

の関係法による免許を有する者を記入すること。

- ④ 「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護に当たる者を記入すること。
- ⑤ 「その他」欄は、上記以外に何らかの免許等を有する者であって特に記載する必要がある者がいる場合、記入すること。
- ⑥ 「事務職員」欄は、上記のいずれにも該当しない者を記入すること。

(15) 設備概要

指定項目欄の有無のいずれかを○で囲み、必要事項を記入すること。

- ① 「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。
- ② 「3. エックス線装置」とは、定格出力の管電圧が10キロボルト以上であり、そのエネルギーが1メガ電子ボルト未満の診療用エックス線装置をいう。
- ③ 「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食することのできる施設をいう。
- ④ 「8. 機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいう。
- ⑤ 「10. 食堂」欄の（ m²）内には、療養病床の許可を受けた病院で当該病床に係る食堂の面積を記入すること。
- ⑥ 「12. 集中治療室」とは、集中ケアの必要な患者を監視し、救命設備の整った場所で効率的に24時間看護治療する集中治療病室をいう。なお、集中治療室には集中治療管理室（ICU）、呼吸器疾患集中治療管理室（RCU）、腎疾患集中治療管理室（KCU）を含む。
- ⑦ 「14. 病理解剖室」欄の（ 件）内には年度間における剖検件数を記入すること。
- ⑧ 「18. 医薬品情報管理室」とは、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えているものをいう。
- ⑨ 「20. 無菌状態の維持された病室」とは、免疫状態の低下した患者が細菌感染を起こさないよう、細菌が非常に少ない環境（空気清浄度がクラス1万以下程度）で診療を行うことができる病室をいう。（無菌テント等を備えていればよいものであること。）
- ⑩ 「22. 診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。
- ⑪ 「23. 診療用粒子線照射装置」とは、陽子線又は重イオン線を照射する装置をいう。
- ⑫ 「24. 診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものをいう。骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として

届け出たものは、この欄でなく「26. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。

- ⑬ 「25. 診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のものをいう。骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく「26. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。
- ⑭ 「26. 放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生労働大臣の定めるもの（昭和 63 年厚生省告示第 243 号）をいう。
- ⑮ 「27. 診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって医薬品又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 17 項に規定する治験の対象とされる薬物（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を除く。）をいう。
- ⑯ 「28. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（PET 検査）に用いるものをいう。この場合、放射性医薬品であるか否かを問わず、医療機関に設置したサイクロترون装置により製造されたものを含むことに注意する。
- ⑰ 「29. CT スキャン」欄には、エックス線装置の中の CT スキャンの有・無を再掲すること。
- ⑱ 「30. 血管連続撮影装置」とは、エックス線透視をしながら上肢または下肢の血管から挿入したカテーテルを、心腔または血管内に進めて内圧測定や採血（血液の酸素含量の測定など）を行い、同時に造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、エックス線装置の中の血管連続撮影装置の有・無を再掲すること。
- ⑲ 「32. スプリンクラー」欄は、消防法施行令第 12 条に係る基準を満たし、設置されている設備であること。
- ⑳ 「34. サイクロترون装置」とは、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えている施設において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を自施設で製造するために用いる装置をいう。
- ㉑ 「35. 滅菌装置（オートクレーブ等）」とは、患者に使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物（主に細菌類）を完全に殺滅又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。
- ㉒ 「37. 人工透析装置」の〔人工透析患者〕については、当該年度 5 月 1 日現在において継

継続的に受療している患者の実人員を記入すること。

(16) 救急医療

- ① 「(16) 救急医療」欄の各項目は重複して○印を付しても差し支えないこと。
- ② 「1. 救命救急センター」とは、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤患者の対策として高度の診療機能により 24 時間体制で救急患者の受け入れを行っている医療機関をいう。
- ③ 「1. 救命救急センター」欄の（ 床）内には専用病床数を記入すること。
- ④ 「2. 病院群輪番制病院」とは、原則として二次医療圏ごとに区域を設定し、数病院が交代で休日、夜間の診療を行っている医療機関をいう。
- ⑤ 「3. 共同利用型病院」とは、医師会立病院等が休日、夜間に病院の一部を開放し地域医師会会員が交替で診療を行っている医療機関をいう。
- ⑥ 「4. 救急病院」とは、都道府県知事により救急病院として告示されている医療機関をいう。

(17) 委託業務

- ① 委託業務とは、病院の管理者が、医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託する場合をいう。
- ② 「(17) 委託業務」欄の各項目において、業務の一部を委託している場合にあっては、「有（一部）」を○で囲むこと。

なお、調査表第 2 表（病院業務の外部委託について）の内容も確認すること。

(18) 建物の構造面積・敷地の面積

現有の建物の構造ごとに建築、延面積を記入すること。

(19) 医療法に基づく許可等の状況

- ① 「従事者の標準定員適用除外許可等」欄には、平成 13 年 3 月 1 日以前において旧法の規定に基づく特例許可を受けたものについて、精神、結核、老人のいずれかに（重複がある場合

(20) 検査結果には、記入しないこと。

第 2 調査表第 1 表（施設表付表）作成要領

1 建物の構造及び面積

- (1) 区分欄には、病院施設、医師宿舎、看護師宿舎等独立した建物がある場合は区分して記入すること。
- (2) 同一建物でも各棟の構造が異なる場合などは、備考欄にその旨を具体的に記入すること。

2 職員名簿

以下により職員名簿作成するとともに、病院の組織図（特に医療安全に係る委員会の位置づけがわかるものとする）も添付すること。

- (1) 人員は調査表第1表（施設表）の「(14) 従業者」の欄の員数と一致するものであること。
- (2) 「免許番号」と「免許登録年月日」については、必ず免許証の原本の両面を照合した上で記入すること。あわせて、免許証の原本照合の年月日と確認した者がわかるもの（免許証の写しに照合年月日と確認者を記入したもの等）を保存しておくこと。
- (3) 「常勤・非常勤の別」欄は、常勤の場合「常」、非常勤の場合「非」を○で囲むこと（常勤とは、原則として病院で定めた職種ごとの勤務時間の全てを勤務する者をいい、それ以外の者は非常勤とする。）。
- (4) 「非常勤の場合の勤務日数・時間」欄は、月平均の勤務日数及び勤務時間数を記入すること。
- (5) 「非常勤の場合本務の勤務先」欄は、所属診療科まで記入すること。

3 診療機能等

- (1) 区分ごとに該当する項目を全て○で囲み、指定項目を記入すること。
- (2) 「病院内委員会－4その他」の欄には、国の通知等により設置が義務づけられているか否かに関わらず、病院内に委員会組織がある場合は記入すること。

4 外来診療標ぼう時間を区分ごとに記入すること。

5 医療従事者（常勤）の勤務時間

- (1) 就業規則又は労働協約に規定する勤務（労働）時間を、職種ごとに記入すること。
- (2) 勤務（労働）時間が、週又は月のみにより定まっている場合は、それぞれ週又は月のみの時間数を記入しても差し支えない。

6 院内感染防止対策

(1) 院内感染対策委員会

- ① 「構成メンバー」の欄は、設置されている場合に、区分ごとに職名、人数を記入すること。
- ② 「活動状況」の欄には、具体的な活動状況を記入すること。

- (2) 「院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策」の欄には、院内感染防止のため行っている方策を具体的に記入すること。

(3) 感染制御チーム

設置の有無や活動状況を記入すること。なお、感染制御チームについては、「医療機関等における院内感染対策について」（平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を参照のこと（次の(4)も同様）。

(4) 医療機関間の連携

医療機関間の連携の状況を記入すること（連携している医療機関との合同検討会や感染防止に関する実地評価の実施を含む。）。

7 医療に係る安全管理のための対策

(1) 医療に係る安全管理のための委員会

- ① 「構成メンバー」の欄は、設置されている場合に、それぞれの区分ごとに職名、人数を記

入すること。

② 「活動状況」の欄には、具体的な活動状況を記入すること。

(2) 「医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」の欄には、行っている方策を具体的に記入すること。参考として、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している医療事故情報収集等事業に任意参加している場合はその旨を記入すること。

(3) 医療安全管理者

「医療安全管理者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針の改定について」(令和2年3月26日医政安発第0326第1号厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長通知)

(4) 医療対話推進者

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の情勢のために—」の送付について」(平成25年1月10日医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知)

8 医薬品に係る安全管理のための対策

「業務手順書の作成」の欄は、業務手順書の改訂状況を記入する。あわせて、①内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定、②院内製剤に関する規定について、該当するものを選択すること。

9 医療機器に係る安全管理のための対策

「保守点検に関する計画の管理」の欄は、医療機器の保守点検の計画の策定及び計画の実施の状況について、該当するものを選択すること。

病棟・部門ごとに保守点検計画が記述されている場合でも、病院でひとつの保守点検計画を策定している場合は、「一括管理」を選択すること。

10 検体検査の業務の適切な実施に必要な基準への適合状況

責任者の配置状況及び書類の作成状況について記載すること。

標準作業書は検査機器保守管理標準作業書、測定標準作業書のいずれをも作成し、測定標準作業書については、検査項目ごとに章立てすることが望ましい。

血清分離のみを行う病院においては、試薬管理台帳の作成及び外部精度管理調査を受けることを要しない。

11 診療用放射線の安全管理体制

責任者の配置状況及び書類の作成状況について記載すること。

「診療放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の主な内容」については、情報収集の方法や放射線診療従事者への周知方法について記載すること。

12 医療用麻薬の適正使用

医療用麻薬の適正使用の状況を記入すること。

なお、ここでいう(1)医療用麻薬の取扱いの実績とは、転院等で入院患者が他の麻薬診療

施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際の麻薬の管理を含むものであること。

13 在宅酸素療法

実施状況を記入すること。

14 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等

記入に際しては、「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等についての一部改正について」（令和4年4月1日医政総発 0401 第1号厚生労働省医政局総務課長通知。厚生労働省ホームページで随時更新）を参照のこと。

また、医師等の専門性だけでなく医療広告をしている場合は、別途「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の一部改正について」（令和4年12月28日医政発 1228 第6号厚生労働省医政局長通知 厚生労働省ホームページ公表）により、広告規制に違反していないか確認すること。

15 病院のホームページの開設状況

ホームページを開設している場合は、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の一部改正について」（令和4年12月28日医政発 1228 第6号厚生労働省医政局長通知 厚生労働省ホームページ公表）に従っているかについての自主点検の状況も記入すること。

16 医師の診療時におけるプライバシー保護の状況

現状を記入すること。

17 防犯上の配慮の状況

現状を記入すること。

第3 調査表第2表（病院業務の外部委託について）作成要領

- 1 病院業務のうち、外部委託を行っているものについて、該当する項目を○で囲み、委託先及び委託開始年月を記入すること。

なお、調査表第1表（施設表）（18）委託業務の内容も確認すること。

- 2 「（3）病院業務代行サービス」の「7 給食」及び「8 洗濯（病衣・白衣、寝具）」の備考欄には、委託業者が業務不能となった場合の代替契約の有無について記入すること。

第4 調査表第3表（入浴施設の管理）作成要領

- 1 「浴槽名」欄には、浴槽の設置場所等を個々に記入すること。ただし、浴槽の規模、構造、使用方法が同様の場合は、まとめて記入しても差し支えないこと。
- 2 「条例の対象の有無」欄について、条例の対象外である場合は、「イ 条例の対象外となる理由」欄から理由を選択し、「対象外（ ）」に記号を記入すること。
- 3 「消毒の状況」欄には、「ロ 条例の対象となる場合の、浴槽水の消毒の状況」欄から理由を

選択し、記号を記入すること。

- 4 「検査省略理由」欄には、「イ 条例の対象となる場合で、検査を省略した場合の、検査省略理由」欄から理由を選択し、記号を記入すること。

第5 調査表第4表（医療安全自主点検表）

医療事故を防止するために必要と考えられる項目について、各病院での状況や取組を自主点検していただくための確認表である。各項目について、該当の有無を□にチェックするとともに、必要な数値を記入すること。

第6 調査表第5表（災害対応自主点検表）

- 1 「緊急時対応状況」欄には、1の該当する項目（有・無）を○で囲み、有に該当する場合は【 】に場所を記入する他、2から5までの指定項目について、個々に記入すること。
- 2 「ライフライン設備関連」欄には、6及び7の該当する項目（有・無）を○で囲み、6の有に該当する場合は【 】に数値を、7の有に該当する場合は【 】に契約業者名を記入する他、6から8までの指定項目について、個々に記入すること。
- 3 「災害対応状況」欄には、9から15までの該当する項目（有・無・検討中）を○で囲むこと。
- 4 「災害時の情報伝達手段（院内外）」欄には、16及び17の該当する全ての項目を○で囲み、その他に該当する場合は【 】に具体例を記入すること。